

原議保存期間	5年（令和3年3月31日まで）
有効期間	一種（令和3年3月31日まで）

各管区警察局広域調整部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察（方面）本部長

警察庁丁生企発第153号
令和8年3月13日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

検定合格者審査の実施要領について（通達）

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。）附則第5条による審査（以下「検定合格者審査」という。）については、「検定合格者審査の実施要領について」（令和3年1月7日付け警察庁丁生企発第11号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、所要の見直しを図ったので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達については廃止する。

別添

検 定 合 格 者 審 査 実 施 要 領

1 目的

この実施要領は、警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正法」という。)附則第5条による審査(以下「検定合格者審査」という。)を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 公示

- (1) 検定合格者審査を行おうとするときは、当該検定合格者審査の実施予定期日の30日前までに警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第9条の規定による公示を行うほか、都道府県警備業協会を経由するなどの方法により警備業者に公示事項を周知徹底すること。公示は、都道府県公報への掲載その他の公衆が知ることのできる状態におくことができる方法によって行うこと。

- (2) 公示事項については、次の点に留意すること。

ア 検定規則附則第9条第1号の「検定合格者審査に係る学科試験及び実技試験の実施期日」については、検定合格者審査に係る学科試験及び実技試験の実施時間が明らかになるようにすること。

(例) 令和8年12月22日(火)午前9時から午前11時まで及び令和8年12月25日(金)午後2時から午後4時まで

イ 検定規則附則第9条第2号の「検定合格者審査の申請手続に関する事項」には、次の事項が含まれる。

- ① 申請の期限
- ② 審査申請書の提出先及び提出の方法
- ③ 申請に必要な書類
- ④ 手数料の納入時期及び納入方法
- ⑤ 検定合格者審査対象者

ウ 検定規則附則第9条第3号の「検定合格者審査の実施に関し必要な事項」として、学科試験及び実技試験を受験するときには、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)を持参することを公示すること。また、この事項には、検定合格者審査を受講できる人数及び検定合格者審査希望者の数が受験できる人数を超える場合における受験を認める者の選択の方法が含まれる。

- (3) 受験者を確定する方法は、先着順その他の公正な確定が担保できる方法による。

- (4) 学科試験及び実技試験を実施することを前提として積算している検定合格者審査に係る手数料については、免除者を対象とする検定合格者審査に要する実費とかけ離れた金額のものであり、免除者を対象とする検定合格者審査を受けようとする者から徴収することは合理性を欠き、適当でないことに留意すること。

3 免除者の範囲及び疎明資料

免除者の範囲は、検定規則附則第7条第2項各号に規定されているが、その適用に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 検定規則附則第7条第2項第1号の「警備業務」とは、当該旧検定に係る警備業務をいい、警備業者の使用人であっても、営業、会計等の事務に従事している場合は、「警備業務に従事している」とはいえない。また、警備業務の管理又は監督に従事している者で、警備業法（昭和47年法律第117号）第45条に規定する警備員の名簿に記載され、警備員として必要な教育を受けている者は、警備業務に従事しているといえる。
- (2) 検定規則附則第7条第2項各号の「この規則の施行の際現に」とは、施行時にとの意味であり、その疎明資料としては、別添1に準拠して作成した書面を提出させること。
- (3) 検定規則附則第7条第2項各号の「継続して1年以上」については、この検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務又は指定講習に従事しかつ当該旧検定に係る警備業務又は指定講習に従事している期間が継続して1年以上である。この場合、複数の警備業者の下で警備業務に従事していてもよい。その疎明資料についても(2)と同様である。
- (4) 免除者が所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務(指定講習講師)従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明するため別添2の誓約書を疎明資料として提出させること。

4 住所地等を疎明する書面等

- (1) 検定規則附則第10条第2項第1号の「その者の住所地を疎明する書面」については、住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面を提出させること。
- (2) 検定規則附則第10条第2項第2号の「その者が当該営業所に属することを疎明する書面」については、別添3に準拠して作成した書面を提出させること。

5 実施基準

(1) 学科試験及び実技試験の実施方法

ア 試験当日に受験者に受験番号を交付すること。

イ 学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準は、別表第1のとおりとすること。

ウ 学科試験は、5枝択一式10問の筆記試験により行うものとし、その配点は、

1 問につき10点とし、100点満点とすること。

エ 学科試験の問題は、警察庁生活安全局生活安全企画課作成の「学科試験問題例」に掲載されている問題又はこれと難易度が同程度の問題とすること。

オ 学科試験の試験時間は30分とし、途中退場は認めないこと。

カ 実技試験の実施方法は、別表第2のとおりとすること。

なお、採点は、受験者一人につき一人の試験員が行うこと。

(2) 可否の判定基準

学科試験及び実技試験の合格基準については、検定規則附則第8条第2項により同規則第6条第2項及び第4項の規定が準用され、90%以上の成績であることに留意すること。

(3) 旧合格証

旧合格証を持参しない者には、学科試験及び実技試験を受けさせないこと。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合においては、改正法による改正前の警備業法第11条の2の規定による検定に合格した者であり、本人であることが確認できたときは、受験させることができる。

(4) 遅刻者

遅刻した者に対しては、学科試験を受けさせないこと。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合で、学科試験の開始後10分以内であるときは、受験させることができる。

(5) 不正行為をした者の取扱い

ア 学科試験及び実技試験の実施中に不正行為を行う者を発見したときは、当該者については、以後の試験を受けさせないこと。この場合において、当該者についての得点は0点とする。

イ 学科試験及び実技試験の終了後、受験者が不正行為を行ったことが判明したときは、当該不正行為を行った者についての得点は0点とする。

(6) 問題用紙等の回収

問題用紙、解答用紙その他試験の実施に関して配布した書面で試験の内容に関するものは、試験の終了後に回収するものとする。

(7) 可否の発表

学科試験及び実技試験の可否の発表は、合格者の氏名及び受験番号を発表することにより行うものとする。

6 体制等

(1) 検定合格者審査担当者

検定合格者審査担当者は、学科試験及び実技試験の実施の監督を行う。

(2) 検定合格者審査試験員

検定合格者審査試験員は、学科試験及び実技試験の採点等の実施を行う。

検定合格者審査試験員は、検定規則附則第8条第2項において準用する検定規

則第6条第3項の規定により実技試験を行う者として公安委員会の指定を受けた警察職員とすること。実技試験を行う者としては、柔道、剣道及び逮捕術の段級位を有する者その他の護身の方法について十分な知識及び能力を有すると認められる者を指定すること。

なお、実技試験を行う者として指定する者については、検定規則附則第8条第1項の表に定める実技試験の科目及び判定の基準にかんがみ、別途定める検定実技試験員講習を終了した者であることを要しない。

(3) 検定合格者審査補助員

検定合格者審査補助員は、学科試験における補助及び実技試験における補助、採点票の集計、受験者の受付・案内・誘導等の補助活動を行う。

(4) 担当者の識別

検定合格者審査担当者、検定合格者審査試験員及び検定合格者審査補助員については、その区分を明示した名札又は腕章等を装着させること。

(5) 受験者の識別

実技試験の受験者には、受験票の番号を記載したゼッケン等を装着させ、一見して識別できるようにすること。

7 学科試験の実施要領

(1) 実施上の留意事項

ア 試験問題の表紙の適宜の欄に「受験上の注意事項」等を明記すること。

イ 試験問題の作成に当たっては、文章の表現方法等から、正答が容易に推知されないように配慮すること。

ウ 試験問題の配列については、問題の前後関係から、正答が容易に推知されないように配慮すること。

エ 「学科試験問題例」は、検定合格者審査担当者が保管することとし、部外者はもちろん、部内者においても関係者以外の者に閲覧させないよう、その取扱いには十分に注意すること。

(2) 採点上の留意点

ア 5枝択一であるので、1問につき2個以上の解答をした場合には、その解答は0点とすること。

イ 解答が判読し難い等不明瞭である場合には、その解答は0点とすること。

ウ 採点した点数は、公表しないこと。

8 実技試験の実施要領

(1) 事前説明

検定合格者審査試験員は、事前に、別表第2により説明するとともに、採点上の公正性及び厳格性の確保に努めること。

(2) 実施会場

実技試験の会場は、実施する種目が徒手の護身術であること、天候等を考慮し

て選択すること。

(3) 公正性の確保

公正性の確保のため、会場内に受験実施者以外の受験者が待機できる控室(待機所)等を準備すること。

(4) 班編成等

実技試験の実施に当たって、受験者の数によって、適宜班編成をして運用すること。

(5) 受験者への説明

適宜の説明位置において、実技試験の開始前に、全受験者を集合させ、進行順序、受験上の注意事項、実施要領等について説明するとともに、実技試験の模範演技を行うこと。

なお、実施要領の説明や模範演技は、受験者が理解できるように明瞭に分かりやすく説明することに配慮すること。

(6) 受験者の区別

実技実施中、制限時間内に受験者が実技を終了した場合には、受験位置に起立させるなどして、未了者との区別を図ること。

(7) 不必要な会話の禁止

検定合格者審査試験員等は、採点中、受験者と不必要な会話をしないこと。

(8) 採点時間の確保

採点に当たって、受験者を交代させる際、検定合格者審査試験員の採点時間の確保に留意すること。

(9) 会場の同一性の確保

次の受験者を入場させる前に、会場の設定状況を同一の状態にしておくこと。

9 その他

(1) 免除者として検定合格者審査を申請した者が、免除者に該当しないことが判明した場合には、免除者以外の者を対象とする検定合格者審査の申請をするように連絡すること。

(2) 検定合格者審査に合格した者に対して交付する成績証明書の様式については、検定規則別記様式第3号を、検定合格者審査において、検定規則第6条第2項及び第4項に定める合格基準に達する成績を得た者であることを証明するものであることが明らかとなるよう適宜補正して使用すること。

別添 1

警 備 業 務		従事証明書
指 定 講 習 講 師		
住 所		
氏 名		
生年月日		
上記の者が、検定規則施行の際かつ		年 月 日から
年 月 日までの間（ 年 月間）		
_____警備業務に		
従事していたことに、間違いありません。		
_____講習講師に		
公安委員会 殿		
		年 月 日
住所又は主たる営業所(法人)の所在地		
氏名又は名称及び代表者の氏名		
旧合格証を交付した公安委員会の名称		
公安委員会		
旧合格証の番号		
第		号

記載要領

- 1 _____の部分は、従事していた警備業務又は講師講習の内容を具体的に記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別添 2

誓 約 書
警 備 業 務

私は、次の理由で 従事証明書の発行を受けられませんでし
指定講習講師
たが、別添の履歴書記載のとおり、

- ☐ 旧検定に合格した警備員であって、この規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、従事している期間が継続して1年以上であるもの
- ☐ 旧検定に合格した者であって、この規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、従事している期間が継続して1年以上であるもの

であり、検定規則附則第7条第2項各号に掲げる学科試験及び実技試験の全部を免除する者に当たることを誓約します。

理由 ☐ 所属していた警備業者（ ）が、
既に廃業している。
☐ 次の事情による。

公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

記載要領

- 1 ☐は、該当する場合に、レ印を付けること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別添 3

営 業 所 所 属 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上 記 の 者 が、 年 月 日 現 在、 警 備 員 と し て
所 属 し て い る こ と に、 間 違 い あ り ま せ ん。

記

営 業 所 の 名 称

営 業 所 の 所 在 地

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

記載要領 不要の文字は、横線で消すこと。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

交通誘導警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目	試験区分	1 級					2 級				
		判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点	試験区分	判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識(検定規則第 4 条に規定する一般の検定に係る警備業法第 2 3 条第 4 項の合格証明書の交付を受けている警備員が行う警備員の資質の向上を図るための指導方法に関するものに限る。)を有すること。	3	3 0		学科	警備員の資質の向上に関する専門的な知識(検定規則第 4 条に規定する一般の検定に係る警備業法第 2 3 条第 4 項の合格証明書の交付を受けている警備員が行う警備員の資質の向上を図るための指導方法に関するものに限る。)を有すること。	警備員の資質向上を図るための指導方法	3	3 0	
法令に関すること。	学科	警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	3	3 0		学科	警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法及び交通誘導警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新法令	3	3 0	
警備業務の実施に関すること。	学科	警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	3	3 0		学科	警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	交通誘導警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法	3	3 0	
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	護身の方法に関する高度に専門的な知識(護身用具の使用法に関するものを除く。)を有すること。	1	1 0		学科	護身の方法に関する専門的な知識(護身用具の使用法に関するものを除く。)を有すること。	護身の方法(護身用具の使用法を除く。)	1	1 0	
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	実技	護身の方法に関する高度に専門的な能力(護身用具の使用法に関するものを除く。)を有すること。		1	1 0 0	実技	護身の方法に関する専門的な能力(護身用具の使用法に関するものを除く。)を有すること。	護身の方法(護身用具の使用法を除く。)		1	1 0 0

核燃料物質等危険物運搬警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目	試験区分	1 級					2 級				
		判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点	判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識(検定規則第4条に規定する一級の検定に係る警備業法第23条第4項の合格証明書の交付を受けている警備員が行う警備員の資質の向上を図るための指導方法に関するものに限る。)を有すること。	警備員の資質の向上を図るための指導方法	3	30		警備員の資質の向上に関する専門的な知識(検定規則第4条に規定する一級の検定に係る警備業法第23条第4項の合格証明書の交付を受けている警備員が行う警備員の資質の向上を図るための指導方法に関するものに限る。)を有すること。	警備員の資質向上を図るための指導方法	3	30	
法令に関すること。	学科	警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法及び核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新法令	3	30		警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法及び核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新法令	3	30	
警備業務の実施に関すること。	学科	警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	核燃料物質等危険物運搬警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法	3	30		警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	核燃料物質等危険物運搬警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法	3	30	
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	護身の方法に関する高度に専門的な知識(護身用具の使用法に関するものを除く。)を有すること。	護身の方法(護身用具の使用法を除く。)	1	10		護身の方法に関する専門的な知識(護身用具の使用法に関するものを除く。)を有すること。	護身の方法(護身用具の使用法を除く。)	1	10	
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	実技	護身の方法に関する高度に専門的な能力(護身用具の使用法に関するものを除く。)を有すること。	護身の方法(護身用具の使用法を除く。)		1	100	護身の方法に関する専門的な能力(護身用具の使用法に関するものを除く。)を有すること。	護身の方法(護身用具の使用法を除く。)		1	100

貴重品運搬警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目	試験区分	1級					試験区分	2級						
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題数	実技			判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数	実技			
					学科配点	出題数					配点	出題数	配点	
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識(検定規則第4条に規定する一級の検定に係る警備業法第23条第4項の合格証明書の交付を受けている警備員が行う警備員の資質の向上を図るための指導方法に関するものに限る。)を有すること。	警備員の資質の向上を図るための指導方法	3	30		学科	警備員の資質の向上に関する専門的な知識(検定規則第4条に規定する一級の検定に係る警備業法第23条第4項の合格証明書の交付を受けている警備員が行う警備員の資質の向上を図るための指導方法に関するものに限る。)を有すること。	警備員の資質向上を図るための指導方法	3	30			
法令に関すること。	学科	警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な最新の各種法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法及び交通誘導警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新法令	3	30		学科	警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法及び交通誘導警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新法令	3	30			
警備業務の実施に関すること。	学科	警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	交通誘導警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法	3	30		学科	警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	交通誘導警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法	3	30			
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	護身の方法に関する高度に専門的な知識(護身用具の使用方法来関するものを除く。)を有すること。	護身の方法(護身用具の使用方法来関するものを除く。)	1	10		学科	護身の方法に関する専門的な知識(護身用具の使用方法来関するものを除く。)を有すること。	護身の方法(護身用具の使用方法来関するものを除く。)	1	10			
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	実技	護身の方法に関する高度に専門的な能力(護身用具の使用方法来関するものを除く。)を有すること。	護身の方法(護身用具の使用方法来関するものを除く。)			1	100	実技	護身の方法に関する専門的な能力(護身用具の使用方法来関するものを除く。)を有すること。	護身の方法(護身用具の使用方法来関するものを除く。)			1	100

別表第2 護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。 (各種別共通)

1 級検定合格者審査		実 技 試 験
護 身 術		
概 要	徒手の護身術の基本動作(基本姿勢、前突き、ひじ当て、手刀、ひざ当て)を行う。(説明時間 2 分)	
内 容	① 受験者に受験位置に付くように指示する。 ② 前突き、ひじ当て、手刀、ひざ当てのうち 2 つを行わせる。 ③ 所要の時間 一人当たり 3 分	
使用資 機 材	なし ○ 1 人ずつ実施	
採 点 方 法	次の各事項について確認し、身体が動き、概ねのかたちができれば合格とする。 ○ 前突き 正面の構えとなり、左(右)手はこぶしの甲を上にして前方に水平に上げ、右(左)手はひじを曲げ、手の平を上に向けてこぶしを作り、体側に沿って十分に引いて構える。 「始め」の号令で、左(右)足を 1 歩前に踏み出し、左(右)こぶしを外旋しながら体側に強く引きつけると同時に、右(左)こぶしを内旋しながら上体を崩すことなく腰を入れ、身体全体を利用して強く相手の水月、顔面を突く。 ○ ひじ当て 正面の構えとなり、「始め」の号令で、右(左)手を左(右)胸の前に上げ、右(左)足を 1 歩後ろに引くと同時に、直ちに右(左)手を外旋しながら、ひじで後方の相手の水月、顔面等を突く。 ○ 手刀 正面の構えとなり、両手の四指を伸ばし、親指を曲げてその内側を人指し指の根元に付けて手刀を作り、「始め」の号令で、右(左)手を左(右)胸の前に上げ、直ちに頭を右(左)に向けながら、右(左)足を斜め前に踏み出し、右(左)手を伸ばしながら右(左)方に横一直線に振り、手の平の小指側の部分で相手の頭部、顔面を打つ。 ○ ひざ当て 正面の構えとなり、正面にいる相手の両肩に手をかけることを想定し、両手を前(相手の方の高さ)に上げる。 「始め」の号令で、両手を前に引き付け、左(右)足を 1 歩前に踏み出し、左(右)のかかとをところもち上げながら、右(左)ひざ頭を相手の腹部等に当てる。	

別表第2 護身の方法に関する専門的な能力を有すること。

(各種別共通)

2級検定合格者審査		実 技 試 験
護 身 術		
概要	徒手の護身術の基本動作(基本姿勢、前突き、ひじ当て、手刀、ひざ当て)を行う。(説明時間2分)	
内容	① 受験者に受験位置に付くように指示する。 ② 前突き、ひじ当て、手刀、ひざ当てのうち1つを行わせる。 ③ 所要の時間 一人当たり2分	
使用資 機 材	なし ○ 1人ずつ実施	
採 点 方 法	次の各事項について確認し、身体が動き、概ねのかたちができれば合格とする。 ○ 前突き 正面の構えとなり、左(右)手はこぶしの甲を上にして前方に水平に上げ、右(左)手はひじを曲げ、手の平を上に向けてこぶしを作り、体側に沿って十分に引いて構える。 「始め」の号令で、左(右)足を1歩前に踏み出し、左(右)こぶしを外旋しながら体側に強く引きつけると同時に、右(左)こぶしを内旋しながら上体を崩すことなく腰を入れ、身体全体を利用して強く相手の水月、顔面を突く。 ○ ひじ当て 正面の構えとなり、「始め」の号令で、右(左)手を左(右)胸の前に上げ、右(左)足を1歩後ろに引くと同時に、直ちに右(左)手を外旋しながら、ひじで後方の相手の水月、顔面等を突く。 ○ 手刀 正面の構えとなり、両手の四指を伸ばし、親指を曲げてその内側を人指し指の根元に付けて手刀を作り、「始め」の号令で、右(左)手を左(右)胸の前に上げ、直ちに頭を右(左)に向けながら、右(左)足を斜め前に踏み出し、右(左)手を伸ばしながら右(左)方に横一直線に振り、手の平の小指側の部分で相手の頭部、顔面を打つ。 ○ ひざ当て 正面の構えとなり、正面にいる相手の両肩に手をかけることを想定し、両手を前(相手の方の高さ)に上げる。 「始め」の号令で、両手を前に引き付け、左(右)足を1歩前に踏み出し、左(右)のかかとをところもち上げながら、右(左)ひざ頭を相手の腹部等に当てる。	

別表第2 護身の方法に関する専門的な能力を有すること。 (各種別共通)

1 級検定合格者審査 実 技 試 験 採 点 票

受 験 番 号		検定合格者審査試験員氏名	
		印	
NO	採 点 項 目		減 点
1	身体が動いているか。		3 0
2	覇気があり、きびきびと動いているか。		2 0
3	指定された種目が、模範演技のようにほぼできていたか。		3 0
4	基本の姿勢ができていたか。		2 0
減 点 合 計			

(1 0 0 点満点)

※ 配点された点を上限として減点できるものとする。

別表第2 護身の方法に関する専門的な能力を有すること。 (各種別共通)

2級検定合格者審査 実 技 試 験 採 点 票

受 験 番 号		検定合格者審査試験員氏名	
		印	
NO	採 点 項 目		減 点
1	身体が動いているか。		3 0
2	覇気があり、きびきびと動いているか。		2 0
3	指定された種目が、模範演技のようにほぼできていたか。		3 0
4	基本の姿勢ができていたか。		2 0
減 点 合 計			

(100点満点)

※ 配点された点を上限として減点できるものとする。